

【重要】 診療所等賃上げ支援事業について

本事業による補助金の支給を受けるには、賃金改善（ベースアップ）の取組を遅くとも令和8年3月1日及び同年3月末日までに実施することが要件となります。

補助金の活用をお考えの場合は、以下の内容をご確認の上、必要なご対応をお願いします。

■補助金の概要

診療所及び訪問看護ステーションに、賃上げのための給付金を支給

■受付開始

令和8年4月以降（予定）

■支給対象

- (1) 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
- (2) 廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと
- (3) **令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ていること**
※現在の制度ではベースアップ評価料を届け出ることができない医療機関については、令和8年度診療報酬改定による見直し後、ベースアップ評価料を届け出ることを誓約すること
- (4) 令和7年12月から令和8年5月までのベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日からベースアップの水準を維持または拡大すること
※賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金または特別手当を令和8年3月までに支給の上、4月以降ベースアップを実施すること

■支給額

施設区分	支給額
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×7.2万円 ※許可病床が2床以下の場合、1施設15万円
無床診療所（医科・歯科）	1施設15万円
訪問看護ステーション	1施設22.8万円

■お問い合わせ先

山口県健康福祉部 医務保険課 賃金・物価支援担当（医療指導班）

TEL：083-933-2820 Fax：083-933-2939

E-mail：chinage-bukka@pref.yamaguchi.lg.jp

（ベースアップ評価料の届出に係る窓口）

中国四国厚生局山口事務所 TEL：083-902-3171